

1. はじめに

1.1 マニュアル作成の背景と目的

建設産業においては、発注者と受注者の実質的な請負契約の対等性の確保・向上が課題となっていることから、国土交通大臣が平成 22 年 3 月 16 日に発表した「入札契約制度の更なる改善について」では、請負契約の明確化・対等化を図るため、中央建設業審議会における検討を踏まえ、標準請負契約約款の改正を行う方針が示された。

平成 22 年 7 月 26 日の中央建設業審議会では、公共工事標準請負契約約款が改正され、「第 52 条(A) あっせん又は調停」において、受発注者間の協議が不調となった場合や紛争が生じた後に調停人を活用するだけでなく、受発注者間の協議の段階から調停人を活用することができる新たな条項（第 4 項）が追加された。

参考1. 標準請負契約約款における「あっせん又は調停」に関する規定

（あっせん又は調停）

第 52 条(A) この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、契約書記載の調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者とがそれぞれ負担する。

2 発注者及び受注者は、前項の調停人があっせん又は調停を打ち切ったときは、建設業法による建設工事紛争審査会のあっせん又は調停によりその解決を図る。

3 第 1 項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者（監理技術者）専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第 12 条第 3 項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第 5 項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第 3 項若しくは第 5 項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第 1 項のあっせん又は調停を請求することができない。

4 発注者又は受注者は、申し出により、この約款の各条項の規定により行う発注者と受注者との間の協議に第一項の調停人を立ち会わせ、当該協議が円滑に整うよう必要な助言又は意見を求めることができる。この場合における必要な費用の負担については、同項後段の規定を準用する。

5 前項の規定により調停人の立会いのもとで行われた協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服である場合で、発注者又は受注者の一方又は双方が第 1 項の調停人のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、審査会のあっせん又は調停によりその解決を図る。

国土交通省では、工事請負契約における受発注者間の対等性の向上、双方の認識の不一致に起因するトラブル（※）の未然防止と早期解決を図り、建設業における取引慣行を構造的に改善していくことを目的として、紛争が生じる前の受発注者間の協議段階だけでなく、受発注者間でトラブルにつながる前段階までを含め、受発注者の間に立つ「公正・中立な第三者」（以下、「第三者」という。）の活用を進めている。具体的には、第三者活用の促進の一環として、平成 22 年度より「公正・中立な第三者の活用モデル事業」（以下、「モデル事業」という。）を通じて、第三者活用の意義・効果・課題等を明らかにし、第三者活用の制度化に向けた検討を行ってきたところである。

『公共工事における紛争解決・未然防止のための公正・中立な第三者の活用促進マニュアル』（以下、「マニュアル」という。）は、第三者活用の普及促進を図るため、モデル事業における検証結果等を踏まえ、第三者の活用を図るための標準的な手続・留意事項等を取りまとめたものである。

※トラブルとは：

⇒ 本マニュアルでは、発注者と受注者とが協議して定めるものについて、受発注者間の意見の相違及び協議が整わなかった事案を指す